

日野病院入院セットレンタル提供業務仕様書

1. 事業名

「日野病院入院セットレンタル提供業務事業」（以下「入院セット事業」という。）

2. 概要

この仕様書は、日野病院（以下「当院」という。）において入院セット事業を行うにあたって、サービスの条件及び費用のあり方などの基本的な事項を定めたものである。ただし、契約時及び契約締結後において、当院と事業者の協議が整った場合、本仕様書の一部を変更できるものとする。

3. 事業内容

(1) 業務内容

事業者は、当院が指定する建物の一部にて、協議の上運営に必要な設備整備等を行い、入院患者及びその家族に対して、入院生活に必要な病衣・タオル類（洗濯付き）、紙おむつや口腔ケア用品、日用生活用品等の患者負担となる物品（以下「入院用品」という。）を提供し、日額で料金を請求する業務を実施する。

(2) 事業実施場所

日野病院

（鳥取県日野郡日野町野田 332）

【参考】病床数 99 床（令和7年4月1日以降）

1日平均入院患者数 83 人（令和7年12月末時点実績）

4. 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

5. 貸付条件

(1) 貸付場所の改修及び原状復帰にかかる経費又は業務上必要となる備品類は、事業者の負担において準備すること。

(2) 業務実施場所として次の場所を貸出す予定であるが、具体的な場所など詳細は当院と事業者の協議によるものとする。

在庫保管場所：各病棟の保管場所、入院案内受付の一部

6. 契約条件

(1) 事業の実施体制

1 対象病床数は一般 99 床とし遅滞なく安定したサービスを供給できる体制を構築すること。

2 事業開始前に当院職員への説明会を実施し、業務フロー等当院へ提出する等、円滑に事業が実施できるよう配慮するとともに、事業開始後は、当院職員からの要望を可能な限り反映する等、当院職員と連携を図りながら実施すること。

- 3 サービス提供開始にあたっては、利用者への周知を十分に行い、円滑に導入できるよう配慮すること。
 - 4 事業者は令和8年4月1日から混乱無く本サービスが開始出来るように配慮すること。
- (2) 入院セットの質の確保
- 入院セットは常に清潔なものを当院が指定した場所へ保管し、当院職員が利用者の申出又は当院職員の判断により必要に応じて利用者へ提供することができる数量が常時確保されていること。
- 災害時等に備えても安定供給できる仕組みを講ずること。
- (3) 利用申込の管理方法
- 利用者の一時利用停止、変更、解約にかかる情報については、受託者決定後協議の上決定するが、各病棟にタブレット型 PC を配置し当センターと連携を図り、適切に対応を行うこと等の対応が出来る事が望ましい。なおその際は、タブレットと他通信機器との緩衝を避けるため、必要な準備を行い、円滑に事業が実施できるよう配慮すること。
- (4) 利用料金の請求及び回収
- 利用に際しては、患者個人と実施事業者が契約を行い、月単位等にて患者個人に対して直接実施事業者が利用料金を請求する。
- 集金業務については、キャッシュレス決済（クレジットカード・電子マネー等）、オンライン決済など利用者の利便性を高めること。
- なお、入院費用との混同を避けるため、当院窓口による利用料金の徴収は実施しない。また、盗難、紛失のリスクを避けるため、当院内において事業者による利用料金の回収を行わない。
- (5) 利用者からの問い合わせ及び苦情対応当システムの問い合わせ及び苦情等については、実施事業者の責任において対応すること。利用者の意見の反映は積極的に行うこととし、患者サービスには常に徹すること。入院セット運営会社は利用者からの問い合わせに対しても、誠意を持って対応可能であること。そのための専門窓口（コールセンター等、外国語対応可）を設けること。例えば、専門窓口については患者サービスの観点からフリーダイヤルを設定する。受付時間は 6~9 時間とする。（土・日・祝日・GW、年末年始を除く）また、コールセンター対応時間外には、AI 等を活用した 24 時間対応の問い合わせ窓口体制を整備する等の対応が望ましい。
- (6) 事業者は、山陰地方の病院で、1年以上の入院セットレンタルの取引を継続している実績を有すること。
- (7) その他
- 1 事業運営上取得した機密情報は、履行期間中はもとより、履行期間終了後についても外部に漏らさないこと。
 - 2 事業者は、利用状況について毎月報告書を当院へ提出し、また求めがあった場合は、本件に係る収支状況報告書を速やかに提出すること。
 - 3 個人情報の取り扱いに際し、事業者にて紙面の管理方法およびデータの管理方法を定めることは
 - 4 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書により難い事情が生じたときは、当院と事業者が協議のうえ決定するものとする。

7. 業務内容の詳細

利用者の利便性を確保するため、利用者にとって利用しやすい方法を提案すること。

(1) 運用形態

- 1 利用者に対するシステムの概略説明は、入院時説明の折に当院職員が行う。なお、当院職員が詳細の説明を行う際、事業者はシステムが理解しやすく料金形態が明瞭となる説明資料を提供すること。
- 2 利用者への物品提供は当院職員が行うものとする。
- 3 利用日数については利用者の看護状態等を判断し当院職員にて、事業者が準備する書類等に記入する。登録処理等は職員が簡潔に登録できる仕組みであること。
- 4 物品の利用数量について当院職員は適正な使用量で運用にあたるが、当院に利点があると判断される場合を除き在庫調整等の管理をしないこととする。
- 5 入院セットの運用中であっても、提供セット構成に関しては双方協議の上内容及び価格等の変更が可能であること。
- 6 入院セットの運用開始に際しては、事前に当院職員に対し事業の説明会を実施すること。また、運用中に関しても当院の求めにより隨時説明会を実施すること。

(2) 入院用品管理

- 1 入院用品提供は、看護業務の運営上、必要十分な量が確保され、適正な量を配付しなければならない。そのため、事業者はこれらの点に十分配慮するとともに、当院職員に対し誠意を持って協力すること。各病棟への補充は当院職員で行うことを想定しているが、事業者が必要な人員を院内に派遣する場合は(4)を遵守すること。また、利用者へ提供する入院用品については、当院職員の希望を反映したものであるとともに、必要に応じて入院用品のリニューアルにも対応すること。
- 2 事業者は、入院セット事業運営上、必要となる物品の発注、納品及び使用済みリネン類の回収、その他必要な物品の管理を行うこと。
- 3 事業者は各入院用品の在庫管理を隨時行い、欠品等が生じないようにすること。また、棚卸についても、事業者の責任において行うこと。
- 4 各入院用品の納品は解錠時間内とし、受領に当たっては事業者が検品を行い、汚染・破損等の物品を利用者へ提供することのないように十分留意すること。

(3) リネン類等管理体制

- 1 病衣類に関しては医療関連サービスマーク取得企業の資材を用いること。病衣類以外のリネン類を追加する際も、衛生面、安全面の観点から、医療関連サービスマーク取得企業が所有、管理する資材を用いること。また、病衣・タオル類の供給に関しては、現在当院と契約中の事業者を積極的に活用すること。
- 2 病衣・タオル類の回収交換回数は、週2回以上とすることとし、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成5年2月15日健政発第

98号厚生省健康政策局長通知)の第3及び「病院診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知)を遵守させ、適正に処理させるものとする。

- 3 適正な品質管理を行うため、寝衣類は当院の専用品とし、他施設で使用した寝衣類を使用しないこと。
- 4 寝衣類・タオル類は常に良好な状態で使用できるように、洗濯時に点検し、汚損等は補修を行うこと。補修により対応できない場合は、寝衣類を新品または同等品と交換すること。

(4) **衛生管理及び感染症対策**

事業者は、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、施設物件の整理整頓に努め、衛生管理については万全を期すこと。業務従事者に対しては、定期的に健康診断を実施するとともに院内感染対策を講ずること。なおこれらの措置に関する費用は設置事業者の負担で行うこととする。また、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続き等を行うこと。

(5) **損害賠償**

入院用品類の紛失、取扱上の過失による損害、その他事業者の責により生じた商品の損害については、当院の責によることが明らかな場合を除き、当院はその責を負わないこと。また利用者が使用する物品等に係る事故及び利用者の個人情報の流失等に備え、実施事業者は生産物に関する損害賠償保険及び情報漏えいに関する損害賠償保険に加入すること。

(6) **経費区分 (一部再掲)** 事業者は以下の費用及び備品等を負担することとする。

- 1 物品管理に要する棚等の備品
- 2 利用者への説明資料、料金表等類
- 3 利用契約、日数管理等、運営管理を目的とした備品類
- 4 システム導入に係る各種改修費用
- 5 履行期間の満了又は解除に伴う物品の撤去、設備の原状回復費用
- 6 貸与品の業務上の段損・破損に伴う、修理・交換等に必要な費用

(7) **入院用品の構成**

- 1 入院セット事業を運営する上で、入院用品の品目に関しては、特に注意して当院の意向に沿うこと。また、当院が事業開始当初に希望する入院用品については別紙に基づき同等以上の入院用品を提供すること。また、当院より指定のある品目に関してはそれに従うこと。
- 2 必要に応じて入院用品の品目の見直しに対応すること。
- 3 タオル類については洗濯を含むこと。

別紙

1. 概要

この別紙は、日野病院入院セット事業仕様書7 業務内容の詳細（7）入院用品の構成において定める、当院が事業開始当初に希望する入院用品について、当院が希望する基本的な事項を定めたものである。

ただし、契約時及び契約締結後において、当院と事業者の協議が整った場合、品目の全部又は一部を変更することについては妨げないものとする。

2. 入院用品の構成及び使用量の目安

A プラン（衣類・肌着・タオル類）※1			
分類	商品名	使用量の目安※1	備考
リネン類	パジャマ※2	3枚/週	S/M/L/LL
	ガウン		S/M/L/LL/3L
	介護ねまき		M/L/LL
	肌着		S/M/L/
	バスタオル	3枚/週	
	フェイスタオル	1枚/日	

B プラン（衣類・タオル類）※1			
分類	商品名	使用量の目安※1	備考
リネン類	パジャマ※2	3枚/週	S/M/L/LL
	ガウン		S/M/L/LL/3L
	介護ねまき		M/L/LL
	バスタオル	3枚/週	
	フェイスタオル	1枚/日	

C プラン (衣類) ※ 1			
分類	商品名	使用量の目安※ 1	備考
リネン類	パジャマ※ 2	3 枚/週	S/M/L/LL
	ガウン		S/M/L/LL/3L
	介護ねまき		M/L/LL

※ 1 リネン類の使用量は目安であり、利用者の容態の変化等で追加に使用した場合も、料金の追加請求は行わないものとする。

※ 2 甚平については一般的なものと伸縮性素材を採用したものとの 2 種類を用意すること。

3. 日用品セットの構成及び使用量の目安

- (1) A,B プランの利用者に対して以下の日用品を提供すること。
- (2) 商品に関しては、品質の悪いものは入れてはならない。以下の品目と同等のものを用意すること。

日用品セット			
分類	商品名	使用量の目安	備考
日用品	BOX ティッシュ	適宜	
	ウェットティッシュ		ワンプッシュオープン (ケース付きタイプ)
	コップ		
	ストローコップ		
	歯ブラシ		
	歯磨き粉		
	ストロー		
	割り箸		
	スプーン		
	フォーク		
入れ歯洗浄剤			

吸いのみ	
食事用エプロン	
T字カミソリ	
口腔スポンジ	
口腔ケアティッシュ	
口腔ケアジェル	
洗口液	
マスク	
義歯ケース	
電気シェーバー	
シェーバー用フォーム	
リンスインシャンプー	
ボディソープ	浴室備付

4. 紙おむつセットの構成及び使用量の目安

紙おむつプラン① ※1			
分類	商品名	使用量の目安※1	備考
紙おむつ	アウター (テープタイプ)	1～2枚/日	指定商品※2
	パッド (昼用)	3～4枚/日	指定商品※2
	パッド (夜用)		指定商品※2
	おしり拭き	4～5枚/日	ディスポ※3

紙おむつプラン② ※1			
分類	商品名	使用量の目安※1	備考
	アウター (パンツタイプ)	1～2枚/日	指定商品※2
	パッド (昼用)	2枚/日	指定商品※2

	おしり拭き	3～4枚/日	ディスポ※3
--	-------	--------	--------

- ※1 おむつ類の使用量は目安であり、利用者の容態の変化に応じて、追加で使用した場合も料金の追加請求は行わないものとする。
- ※2 当院指定の製品を採用すること
- ※3 おしり拭きについては当院と協議の上、使いやすいものを用意すること。

5. その他

当院の経営および職員負担低減のための取り組みを提案すること。